

平成30年度渇水状況について(9月25日現在)

現在、国管理河川で取水制限※を行っている河川はありません。

※ここでいう取水制限とは、河川管理者が渇水に関する体制を執っている河川のうち、下記いずれかを満たす河川を指すものである。

- ①取水施設からの取水量が制限されている河川
- ②水源施設からの補給が減量されている河川

凡例

取水制限中 : —

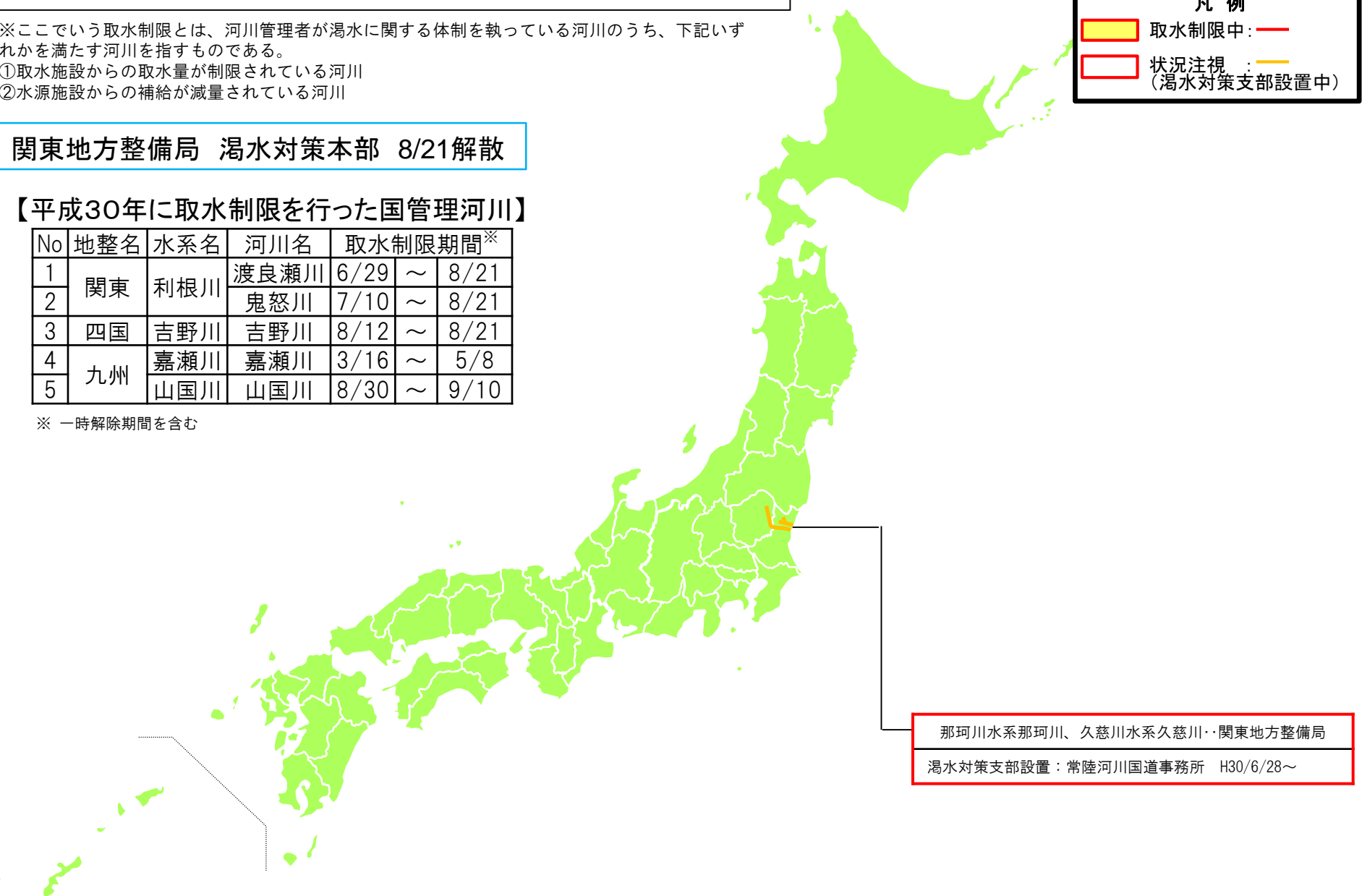
状況注視 : —
 (渇水対策支部設置中)

関東地方整備局 渇水対策本部 8/21解散

【平成30年に取水制限を行った国管理河川】

No	地整名	水系名	河川名	取水制限期間※		
1	関東	利根川	渡良瀬川	6/29	～	8/21
2			鬼怒川	7/10	～	8/21
3	四国	吉野川	吉野川	8/12	～	8/21
4	九州	嘉瀬川	嘉瀬川	3/16	～	5/8
5		山国川	山国川	8/30	～	9/10

※ 一時解除期間を含む



那珂川水系那珂川、久慈川水系久慈川・関東地方整備局
 渇水対策支部設置：常陸河川国道事務所 H30/6/28～